

佐賀県告示第54号

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成24年佐賀県告示第120号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月22日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
1 騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）について、地域の類型を当てはめる地域		1 騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）について、地域の類型を当てはめる地域	
地域の類型	当てはめる地域	地域の類型	当てはめる地域
A類型（専ら住居の用に供される区域）	町の区域において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	A類型（専ら住居の用に供される区域）	町の区域において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 <u>第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域</u>
略		略	
2 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）について、地域の類型を当てはめる地域		2 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）について、地域の類型を当てはめる地域	
地域の類型	当てはめる地域	地域の類型	当てはめる地域
類型（主として住居の用に供される地域）	1 鳥栖基山都市計画区域において、次に掲げる地域 (1) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域（鳥栖市山浦町に係る部分に限る。）及び工業地域（鳥栖市轟木町に係る部分に	類型（主として住居の用に供される地域）	1 鳥栖基山都市計画区域において、次に掲げる地域 (1) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、 <u>近隣商業地域（鳥栖市原古賀町に係る部分に限る。）</u> 、準工業地域（鳥栖市山浦町に係る部

	限る。)
	(2) 略
	2 略
略	
備考 略	

	分に限る。)及び工業地域(鳥栖市轟木町に係る部分に限る。)
	(2) 略
	2 略
略	
備考 略	